

資生堂健康保険組合
理事長 芦田 恵美子



公告

資生堂健康保険組合規程の一部改訂について

平成 31 年 2 月 22 日開催の第 183 回組合会において、資生堂健康保険組合規程の一部改訂が承認されましたので公告いたします。

記

28. 「健康診断補助金支給規程」…任継者・被扶養者健診の費用上限額を変更する。

旧					新							
<別表 1>補助金支給限度額及び回数					<別表 1>補助金支給限度額及び回数							
受給対象者		支給限度額(税込み)		支給回数	備考	1.社員(被保険者)						
		男性	女性			支給限度額(税抜き)					支給回数	
SA健診	35歳以上	38,880円	48,600円	年一回	女性は乳がん検診・子宮頸がん検診費用を加算	男性		女性				年一回
						SB健診	SA健診	SB健診	SA健診	SA健診		
	30歳以上34歳以下	14,580円	27,540円			34歳以下	35歳以上	29歳以下	30歳以上34歳以下	35歳以上		
SB健診	29歳以下		19,980円									
						2.被扶養者および任継被保険者本人						
受給対象者		支給限度額(税込)		支給回数	備考	支給限度額(税抜き)					支給回数	
		35歳以上	34歳以下			男性		女性				
任意継続被保険者		30,000円	7,000円	年一回		NB健診	NA健診	NB健診	NA健診	NA健診	年一回	
						34歳以下	35歳以上	29歳以下	30歳以上34歳以下	35歳以上		
被扶養者	配偶者	30,000円	7,000円	年一回		13,500円	35,930円	18,500円	25,500円	45,000円	年一回	
	配偶者以外	特定健康診査の全額	—			—	35,930円	—	—	45,000円		
						子宮頸がん検診費用加算						
						乳がん検診・子宮頸がん検診費用を加算						

※この規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

37. 「禁煙支援規程」…対象者に 20 歳以上の被扶養者を加えることとする。

旧	新
(対象) 第2条 この施策の対象は、被保険者とする。	(対象) 第2条 この施策の対象は、被保険者および 20 歳以上の被扶養者とする。

※この規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

以上